

【市政方針について】

(一問目)

浅利市長は先般行われました施政方針説明のなかで「これまでの成果をたずさえ、新たな発想と戦略のもとで、豊中ならではの価値を高め、創造し、次の世代により良い未来を託してまいりたい」と仰られました。未来とよなかとしても次世代により良い未来をとの思いを持っています。そこでお尋ねしますが、「新たな発想と戦略」とは具体的にはどのようなものか教えてください。

<答弁>

「新たな発想と戦略」とは、先日、次期市長選挙の立候補を表明した際に、市民、有権者の皆さまにお示した、政策公約、いわゆるマニフェストのことです。3期目をめざすにあたり、この中で、2期8年の市政運営を振り返ったうえで、改めて私の政治理念や具体的な政策項目とともに、その工程についても明らかにしました。その内容と詳細はこの場でご紹介することは、差し控えさせていただきます。今後、市民の皆さまには、新たな政策公約にそって、私の市政運営への思いや進め方について、お伝えしていきますのでよろしくお願い致します。

【平成26年度予算編成をするにあたっての考え方と 市有施設の見直しを中心とした資産活用について】

(一問目)

本年は4月に市長選が予定されており、例年の当初予算編成とは違い、骨格予算となっています。骨格に含めるもの含めないものについておおよその方針は伺いましたが、個別の予算の見解について伺いたいと思います。

図書館についてであります。平成25年度からICTを活用したカウンター業務の効率化をすとしていましたが、今回出された26年度予算案において機器導入の予算が入っておりません。

施政方針でも述べられましたが、今後の行政ニーズへの対応や繰入運用金残高の解消など、今後さらなる行財政改革が求められているところであります。しかし、今回、行革の特定事業としても取り上げておられる図書館事業のコスト削減の中核的手法とも言えるカウンター業務の効率化に必要な自動貸し出し機器導入予算が計上されていない理由をお聞かせください。

次に、これまでの行財政改革の取り組み、たとえば特別職以外の一般職の退職金450万円程度の削減決定といった職員の皆様の身を切るご努力の結果、市は財政非常事態宣言を解除し、また25年度以降も財政指標の一つである経常収支比率95%以下を堅持する為に各部局の自律的取り組みがなされているとお聞きしています。私たち未来とよなかは将来世代にツケを残さない、そしてこれまで諸先輩方が築きあげてこられたこの豊中を次世代の方々へしっかりと良い形で引き継いでいきたいそのような思いを持っております。

そこで26年度予算編成にあたっての考え方について何点かお尋ねします。まず市には各種基金がありますが、今回は財政調整基金と減債基金についてお尋ねします。

財政調整基金と減債基金について26年度予算において市は基金をどの程度積み立てていかれるのか、またこれらの基金について何か積み立ての目標額を設定しているのか、両基金の性格をどのように考えておられるかを含めて教えて下さい。

つぎに市は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という財政健全化に関する財政指数を公表されていますが、市の財政の健全性を検討する上でこれらの指数では見えてこないものがあると考えています。人口減少社会・超高齢社会(これは施設の高齢化を含みます)を前提としたときに、これから市が負うであろう借金は、これらの指標には現れず、将来にわたっての財政健全性を果たして維持できるのかがみえてこないのではないかとことです。

例えば豊中市の市債残高は減少をしており、このことは先の財政指標にも反映されますので、一般的には市の財政が健全化していると評価されることだと思います。しかし今は借金をしていないが、そう遠くない将来に確実に生じる老朽化した施設やインフラの更新のために費用をねん出するために借金をする必要があり、それがどの程度であるかということが4指標からはわからないということです。それゆえに将来に向けた財政の健全性に不安を感じるのです。市としてこのことについて、どのように考えておられるかお尋ねします。

最後に新公会計制度の導入、活用をはじめとした財政面での取り組みは財務部、市有施設の見直しは資産活用部がご担当されるとおもいますが。このように市有施設、市有資産の活用については、財務の観点からも市有資産の有効活用の観点からも総合的に検討すべき課題です。それぞれの観点から両部局はどのように取り組むお考えでしょうか。

<答弁>

予算編成にかかわりますご質問にお答えします。

平成26年度当初予算は骨格予算でありますところから、新規施策につきましては、基本的に予算編成方針に示しました「子育て・子育て支援の充実」「安心・安全なまちづくりの推進」「持続可能な行財政運営の確立」という重点課題にかかわるもので、かつ年度当初から実施しなければ成果が得られないものを予算計上しております。

ご質問にございます、図書館における ICT 関連機器の導入につきましては、年度当初から実施しなければ成果が得られない新規施策には該当しないものと考えております。

さらに、図書館事業は本市の行財政改革上の主要な取り組みの一つである「特定事業」にいちづけて見直しを行っている過程であり、今後の事業の具体的なあり方や施設配置構想などの議論をふまえたうえで投資を行う方がより効果的であると考え、これらの新規の機器導入につき当初予算には計上していないものでございますので、よろしく願いいたします。

財政調整基金への積立金でございますが、平成26年度予算では513万8千円の利子積立を予定しております。

このたびの補正予算では、前年度繰越金の一部を活用し5億円の積立をご提案しているところでございますが、財政調整基金への積立につきましては、年度間の財源の調整を図るといふこの基金の趣旨を踏まえつつ、財政状況を勘案しながら総合的に判断しておりますので、目標額は特に設定しておりません。

次に減債基金への積立金でございますが、平成26年度予算では 22,390 万8千円の利子積立を予定しております。

減債基金への積立は、たとえば、平成25年度におきまして、少路1丁目土地開発公社引継土地売却収入を減債基金に積み立てておりますとおり、歳入の原資の性格を踏まえ、個々の事案ごとに判断しており、特に目標額は設定をしておりません。

続きまして、将来におきます財政健全性に関する指標についてのお尋ねでございます。

本市は、地方財政健全化法に基づきます指標のうち、将来の財政負担の状況を示す将来負担比率が毎年度、改善しているところでございますが、本市独自の取り組みとして、経常収支比率を95%以下とし、基金繰入運用金残高を解消するとともに、プライマリーバランスの黒字を維持することを目標に設定しております。これらの取り組みを併せ、さらに今後は、新地方公会計制度の活用も進める中で、将来的に財政危機を招かない財政規律の維持が図れるものと考えております。

最後に、市有資産の老朽化と財政負担という課題に対する取り組みについてお尋ね

でございます。

この課題に対しましては、ただいま申し上げました、新地方公会計制度を活用し、今後市有資産の老朽化に伴う財政負担も含めて財政の見える化をより一層進め、中長期的な財政運営を図っていくとともに、効果的効率的な市有資産の管理と活用、市有施設の戦略的配置など、それぞれの所管部局が連携しながら取組みを進めてまいりたいと考えております。そのことにより、持続可能な行財政運営と市有資産のさらなる有効活用の双方に結びつけていけるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(二問目)

財政の健全性を強固なものとするために、財政調整基金の積み立てについて一定の目標額を設定して行くべきではないのか。例えば他市事例でいいますと、標準財政規模の10%を目標に財政調整基金を積み立てるといった指針を持っているところもあります。市ではこのような目標設定をするほどには財政の状況は好転していないと考えるべきか。このことについて市の見解をお聞かせください。また人口減少社会の中で、どの様な形で借入金返済について世代間の公平を図るべきとお考えか、例えば起債につき人口減少高齢社会を前提にすると一人当たりの負担額は将来世代の方が大きくなる可能性がある。そこで減債基金については、公平性を確保するために必要であるならば、早めに借入金返済の財源として減債基金を積み立てていくという形で未来の豊中市民との公平な負担というものを考えていくべきではないか、市のお考えをお聞かせください。

<答弁>

財政調整基金や減債基金への積立目標の設定に関するお尋ねでございますが、財政運営におきましては、財政状況を勘案しながら将来負担を抑制しつつ、現在の行政サービスの水準を維持することが基本であると考えております。したがって、それらの検討に先立って目標額を設定し積み立てるという考え方には立っていないところでございます。

次に、世代間の負担の公平性と減債基金への積立に関するご質問でございますが、ご質問のご趣旨は、今後、人口減少や高齢化が見込まれる中で、市債の償還に要する一人当たりの負担額が大きくなる可能性があるため、既存の公債費は現状よりもできる限り現在の市民で負担するよう、減債基金の積立を進めるべきではないのかということでございます。

このことに関しましては、将来負担の抑制と現在の行政サービスの維持、並びに現在の市民の負担と将来の市民の負担のいずれの関係におきましても、両者のバランスを図ることが重要と考えております。今後の財政運営につきまして、人口減少社会という前提をもって、市債の償還は現在の市民でできる限り負担するべきという考え方に必ずしも単純化できるものではなく、常にバランスに配慮した判断を行っていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

予算編成方針について、図書館事業について伺いましたが、引き続き委員会で議論をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します

財政調整基金については、財政状況を見ながらの判断ということならば基金を積むということに計画性がなく後回しになりがちなのではないでしょうか。大震災に伴って歳出が急増していたり、景気変動によって市税収入が急激に減少する可能性など、急な歳入の減少又は歳出の増加が生じる可能性があります。これらの事象に対応する財源を充実させるためには阪神淡路大震災後の市財政運営上の教訓なども活かしつつ、財政調整基金の積み立てについて指針や目標額を定める必要があると考えます。

減債基金についても積み立ての基準といったものは市にはないようですが、将来世代との負担の公平といった見地から積み立てに関しては一定、市の方針を定めておくことが必要だと考えます。ご答弁では将来負担の抑制と現在の行政サービスの維持、現在の市民と将来の市民の負担のいずれの関係においても両者のバランスを図ることが大事とのことでした。

公的年金の例でいうならば、これまでの世代と将来の受給世代との公平が図られているのか多分に疑問であるように、どうしても今の世代のサービス維持が優先されがちになると思います。御答弁にあったような「現在の行政サービスの維持と将来負担抑制はバランスを図る関係」といったものではなく、あくまで現在の市民サービスの支払いを将来世代へのツケ払いにしていなかったかを確認すべきだと申し上げているわけです。起債の仕方、返済の仕方、基金の積み方、そういったものに、現在の世代と将来の世代の公平という観点からの再検討を加えるべきであると考えます。

いずれにせよ、これからの財政運営において将来世代の負担との公平というものを、より意識していかなければならないと思います。

【市庁舎や市有施設でのPPS(特定規模電気事業者)の活用について】

(一問目)

平成23年3月議会で、特定規模電気事業者を含めた電力調達入札について伺いました。あらためてではありますが、特定規模電気事業者は1999年5月に成立した改正電気事業法で新たに規定され、2000年4月から進められてきた電力の自由化によって、特定の需要者に対して電力の小売をする、関西電力など既存の電力会社以外の業者のことです。当時は、先進的に特定規模電力事業者を含めた電力調達の入札を進められていた大和郡山市などの事例を紹介し、電気代の削減を目的に豊中市でも実施することを求めましたが、「電力料金の削減効果が得られるか否かの判断が、困難であり、導入効果を図る基準となる年間消費電力量を契約電力で除した負荷率を絶えず注視するとともに、電力自由化の動向を見極めながら電力調達に係る入札実施の可否を検討していきたい」と答弁されていました。あれから数年が経過しましたが、特定規模電気事業者を含めた電力調達の入札を実施し、様々な市有施設の電力を特定規模電気事業者から供給されることで電力料金の削減につなげておられる自治体が増えています。また、特定規模電気事業者の数も増えていると思われます。あらためて、現在の特定規模電気事業者の状況と、特定規模電気事業者を含めた電力調達入札の実施に対する市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

特定規模電気事業者の状況でございますが、特定規模電気事業者いわゆる「新電力」は、本年2月現在、全国114社となっており、うち関西地区を供給区域としているものが22社でございます。平成23年3月時点と比較しますとそれぞれ、73社、15社増えております。豊中市に登録をしている業者は5社でございます。

次に新電力を含めた電力調達入札の実施については、年間消費電力を契約電力で除した負荷率を目安にしておりますが、震災後は、新電力も需給がひっ迫し取引の成立する負荷率の幅が狭き状況でございましたが、最近では幅も広がる傾向にあると聞き及んでおります。

しかしながら、登録事業者が5社しかないことから、競争性が働きより有利な価格での供給が期待できるか否かといった点や、導入後も継続的に安定した電気の供給が確保できるか否かといった点を慎重に検討する必要があると考えております。

今後、こうした点を踏まえながら他部局の所管施設も含めより効率的、効果的な電力調達の手法について検討を進めてまいりますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

特定規模電気事業者を含めた電力調達入札についてですが、特定規模電気事業者の数もかなり増加しており、また、特定規模電気事業者の需給がひっ迫していた東日本大震災直後のような状況も改善されているようです。これまでのような関西電力との一社独占的な随意契約ではなく、特定規模

電気事業者を含めた電力調達における競争入札を実施すれば、競争性が図られ、より安価でサービスの質の高い電力供給を受けられる可能性があると思いますので、今後も特定規模電気事業者の状況、市場価格、他市における電力供給の安定性などを常に注視して頂き、是非とも特定規模電気事業者を含めた電力調達入札の実施に向けてご尽力頂くことを強く要望しておきます。

また、豊中市では各市有施設の電力調達を施設ごとにばらばらに契約されており、非常に効率が悪いと思います。特定規模電気事業者を含めた電力調達入札を実施されている自治体の多くは、本庁舎だけでなく各市有施設の電力調達を一つの部署が一元的に管理、契約することで市全体としてのコスト削減を実現されています。このような他市の状況も調査、研究して頂き、豊中市でも各市有施設がばらばらで契約されている電力調達について一元的に管理、契約することを提案しておきます。

【災害に関して過去の経験、先人の残した教訓の再確認と活用について】

(一問目)

次に災害に関して過去の経験、先人の残した教訓の再確認と活用について伺います。地震や洪水、浸水等の被害想定については、国や大阪府などによるシミュレーションをはじめ、本市も含め様々な機関が調査研究を行われていると思います。一方で、市内に残る過去に起こった災害の事実や教訓など先人が残されてきた資料については、市としてどれくらい調査や確認をし、把握されてきたのでしょうか。先月、市内で何度か講演をされた陸前高田市の戸羽市長が「災害が発生した後で、過去に起こった災害の状況が市内にある史跡や古文書に細かく記されていたのに、その存在を知らず、活かすことができず、非常に残念に思っている」と述べられていました。また、そういった先人の残してきた資料を分かりやすく現在の市民が知る機会、触れる機会を市はどれくらい提供してきたのでしょうか。さらに、そういった情報をこれからの世代へと広く伝え残す取り組みはされてきたのでしょうか。

<答弁>

阪神淡路大震災や東日本大震災のような巨大災害は、同じ地域でしばしば発生するものではなく、被災地においては、過去における被災体験もなければ、復興の体験もないということも珍しくありません。災害に関する資料として市内に残るものは多くはございませんが、豊中市域の災害に関する記載のある「豊中市史」や「阪神淡路大震災豊中市の記録」などは過去の貴重な経験を形式知化したものであります。これらの資料に記載されているさまざまなデータや情報は、刻々と変化する災害環境や防災対策等を踏まえてまとめた「わが家の防災マップ」などの啓発用冊子を作成する際に活用しており、これらの資料の一部は市内の図書館でも閲覧が可能です。「わが家の防災マップ」などの啓発用冊子については、出前講座での配布やホームページへの掲載など、様々な媒体や方法により情報発信を行っております。

また、災害の経験や教訓を引き継いでいくことは、災害対策を語る上で最も重要なものの一つであると認識しており、本市における様々な経験や教訓だけではなく、社会環境や風土の異なる地域で発生した災害の記録や教訓を学び、選別し、吸収することで経験の集成を図る必要があると強く感じております。平成23年には被災地の実情を知る機会として、シンポジウム「東日本大震災 被災地からの発信」を実施、本市に大きな被害をもたらしました阪神淡路大震災につきましても、10年の節目となる年に追悼イベントを実施いたしました。来年の1月17日には、阪神淡路大震災20年の軌跡と題した追悼シンポジウムなども計画しております。

時間の経過とともに失われていく災害の記憶や実体験などを大切に、「防災のこころ」を育て、「防災のちえ」を与え、「防災のきずな」を強めるための活動を継続的に実施し、幅広く伝承していくための努力を行ってまいりますので、これからもご支援いただきますよう、よろしくお願い致します。

(意見)

災害に関して過去の経験、先人の残した教訓の再確認と活用についてですが、時が流れるとともに人の記憶は薄れ、失われていきます。だからこそ、必要な情報は記録され保存されてきたのだと思います。それら保存されている記録を人々の記憶として呼び戻す、蘇らせる取組みを継続的に実施し、幅広く後世に伝えていく機会を今後も作り続けて頂き、過去の記録や経験が無駄にならないように努めて頂くことを要望しておきます。

【今後の職員定数のあり方について】

(一問目)

先月会派で福岡県春日市に視察に伺いました。その際、春日市は福岡県内で人口当たりの職員数が一番少ない市であるということを伺いました。行財政改革は決して終わることのない永遠のテーマであることを考えると、職員数をどうするかということはその根幹にかかわる極めて重要なことであると思います。そこでまずは現在の職員定数の目標や実数についてどのようになっているのか、併せて新年度においてどのような取り組みをされるのかお聞かせください。

<答弁>

まず、平成25年度の職員定数でございますが、市長部局の職員が1,839人、上下水道局の職員が263人、教育委員会の職員が377人、選挙管理委員会の職員が7人、監査委員の事務を補助する職員が5人、農業委員会の職員が3人、消防職員が381人、市立豊中病院の職員が800人、市議会事務局の職員が13人の合計3,688人となっております。

本市では、平成10年に「豊中市行財政改革大綱」を策定して以来、行財政改革に取り組んでまいりました。人員体制についても個々の業務内容を検証し、全ての業務を常勤職員で担うというような考え方ではなく、多様な雇用形態を活用しながら最も効率的、効果的な配置を行い、その結果、平成10年度以降段階的に1,143人の定数削減を行ってきたところでございます。

平成26年度についても、こうした考え方の基に取り組んでまいりましたが、一方で、法改正等新たな行政需要に対応するため、業務に応じて増員を行っているところもあり、結果として12人の削減を見込んでいるところでございます。

職員定数について、具体的な削減目標を設けておりませんが、持続可能な行財政運営基盤を確立するため、行政評価制度や職員目標の管理などのマネジメントの仕組みを通じて、適正な職員体制の構築に努めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

(意見)

職員定数については今現在、削減目標は掲げておられないということでした。この点について後の委員会でもう少し議論をしたいと思っております。

【公共工事のあり方について】

（一問目）

今年度は人件費や資材の高騰を理由に市の公共事業においても入札不調が相次ぎました。今後も公共工事の価格が上昇することも懸念されます。このことについての対策が必要であることはもちろんですがいうまでもなく、公正さを確保しつつ、より良いものを安く調達する責務を公共工事の発注者は負っています。そこで何点かお伺いします

まず豊中市では予定価格は事前に公表されています。

これには予定価格を探ろうとする不正な動きを抑止するという点でメリットがありますが、他方で談合助長等により落札率が高くなりうるというデメリットもあります。

次に指名競争入札制度については、一般競争入札に比べて良質な業者を選定しうるといわれますが、

①指名基準があるものの裁量があることは否めない、また②入札参加者が限定されることにより談合を誘発しやすいというデメリットもあります。

このように事前公表、指名競争入札制度の下でも、談合の危険性があるわけですが、市として談合対策をどのように取られているのかおしえてください。

また入札制度の競争性や透明性確保の観点から、入札について第三者機関を設けることも考えるべきと思いますが、市にはそのような機関は設置されているのでしょうか。

次に、より良いものを安く調達するという観点から、公共工事発注体制の見直しができないかについてお聞きします。

まず計画・設計内容と同等以上の機能や品質を確保しつつ、工事費の縮減を可能にする改善提案である「バリューエンジニアリング」、いわゆるVEについて設計VE、入札時VE、契約後VEの概要と市の取り組みについて教えてください。

また入札参加の際には参加者は工事費の内訳書を添付するわけですが、例えば建築一式工事についていえば、各専門工事につき内訳金額を記入することになります。しかし実際に工事を行う各工種の下請業者への発注プロセスや支払金額はわからないので、発注者である市としてはコストや品質の最適化が図られているかがわかりにくいというデメリットもあります。対策のひとつとして国土交通省もガイドラインを作成しているコンストラクションマネジメントいわゆるCM方式があります。これについて市としての見解をお聞かせください。

<答弁>

談合防止策として、予定価格の事前公表、入札に付する工事等の現場説明会の廃止、平成16年度から電子入札システムを試験導入し、平成23年度から予定価格130万円以上の工事及び50万円以上の工事に係る委託について実施、入札参加停止基準の厳罰化を行っております。

また、各発注者が措置するよう努力すべき事項を定めた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を国が示し、その中で、競争入札

参加資格の設定・確認、指名や落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査や意見の具申等ができる第三者機関の活用を求めています。市では発注案件ごとに不自然な入札がないかを確認していること、第三者機関の活用を実施している国等の取組みの成果を元に、市は入札・契約手続きの改善ができるため、本市は設置しておりません。

次に、VE(Value Engineering)は、品質・機能とコストの対比により最適な価値の確保を目指す取組みであります。国においては、設計VE、入札時VE、契約後VEの3段階において推進しております。

VEの導入には、企画段階から施工段階まで複数の確認作業が必要になるなど、膨大な時間と費用がかかるという課題があり、本市が発注する工事内容や施工規模では、VEになじまないことから、実施しておりません。

CM(コンストラクション・マネジメント)方式は、発注者の補助者・代行者であるCMR(コンストラクション・マネージャー)が、技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うものがございます。マネージャーには高い倫理性が求められるため、人選が困難であり、施工業者からの中立性、独立性の確保という課題もございますので、VEやCM方式については先行事例の情報収集に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見)

公共事業のあり方についてですが、公共工事の設計発注施行について、公平さを確保しつつ、より良いものを安く調達責任が行政にあると思います。談合防止に向けた様々な取り組みをされていることは評価をいたします。ただ、行政内部によるチェックだけだと不十分だと思います。やはり国等の事例から市が学ぶだけでなく、わが市の個別の入札案件について直接専門家等の第三者機関にチェックしていただく機会があることが、より公正で客観性、透明性の確保された公共工事の実施に資すると思います。バリューエンジニアリングやコンストラクションマネジメントにつきましては情報収集に努めるとのことです。確かに日々のたくさんある設計・発注業務に追われ、これらの手続きの研究をしたり、新たに実施することは難しいかもしれません。しかし日々の業務遂行の中でも、立ち止まって業務のあり方を見直していくことは大事だと思います。

【次に民間活力の導入について】

(一問目)

これまで様々な事業・分野において、官民の税金の支出及びサービスの質の比較をしてきました。そして、民間で出来ることは民間で行い、行政は行政でしかできないこと、公務員でなければできない仕事に集中すべきと主張してきました。この考え方に対して市の見解をお聞かせ下さい。

また、我が会派は積極的な民間活力の導入や民営化を常に模索すべきと考えていますが、このような主張に対しては、議会内外で批判的、否定的な意見が出てきます。その典型的な意見をいくつか挙げたいと思います。

まず、第一に行財政改革や民営化するとサービスの質が落ちるという意見。民間企業は利益を追求し、採算を重視するので行財政改革によるコストカットや民営化するとサービスの質が落ちるという意見です。

第二に、民間委託や民営化によって安心や安全が脅かされるという意見。民間企業はコスト削減を求めあまり、安全性が担保されない危険性があるという意見です。

第三に、行政(直営)だからきめ細やかな対応ができるという意見。民間事業者と異なり、採算を求めない行政だからこそ、きめ細やかな対応が可能という意見です。

第四に、民間事業者は突然の撤退やストライキを起こす危険性があるという意見。民間企業は採算があわなければ突然の撤退やストライキを起こすことが考えられ、市民サービスへの影響が懸念されるという意見です。

これらの意見はそのほとんどが数値やデータなどの根拠の乏しい、また客観性に乏しい意見だと思いますが、これらの意見に対する市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

民間活力の導入については、ごみ収集運搬事業、病院調理業務、水道料金収納業務などの外部委託化や公の施設における指定管理者制度導入など、行財政改革を進める中で取り組みを進めてきました。

こうした取り組みの推進とあわせ、『豊中市外部活力導入のガイドライン』を策定し、外部活力導入に関わる基本的な考え方の整理も行っています。

外部活力の導入にあたっては、コストの削減という観点からだけでなく、サービスの質の向上、多様な主体の参画と協働の推進、実施体制の変革、外部に存在する知識・能力等の活用、行政が行うべき事業・業務等の集中強化といった多角的な観点により、検討・判断を行うものとしています。

民間において「できる・できない」という考え方だけではなく、行政において直接担わなければならないものは何かという観点からも公民の役割分担を考える必要があると考えています。

外部活力の導入に関しては、様々なご意見もあるところですが、引き続き、市民に対する説明責任を果たしながら、公民の最適な役割分担により事業を実施していきます。

(二問目)

民間活力の導入について、昨年3月に方向性が明らかにされた特定事業の中から、いくつかの事業を挙げて再度、質問します。まず、保育所・幼稚園事業についてです。行財政構造改革本部がまとめた「特定事業の見直しについて」の中で、公立施設の役割が列挙されています。例えば、人材育成機能の充実、子育てに関するセーフティネット機能、地域子育て拠点機能の充実などですが、これらは公立にしかできないことなのでしょうか。言い換えると現在ある民間保育所や私立幼稚園ではこれらの役割は担えない、果たしていないということなのでしょうか。また、事業コストの比較として、現行児童1人あたり月額で、公立保育所14万8000円、民間保育所12万1000円とありますが、この算出根拠と幼稚園における公立と私立のコストについてはどうなのか教えて下さい。また、他の事業においては全国中核市における平均コストを示されていますが、保育所・幼稚園事業に関しては示されていません。参考までに、全国中核市における平均コストはそれぞれどれくらいなのか教えて下さい。さらに、市は「保育所も幼稚園も公立・私立で業務やサービス内容に大差はない」と答弁されています。公立・私立の業務内容・サービス内容に大差がないのに事業コストに大きな差があることや、利用者の視点で見ると同じ保育料を支払い同水準のサービスを受けているのに、かけられている費用(税金)が異なることの不公平感について、どのようにお考えなのか見解をお聞かせ下さい。

また、豊中市では約10年前から8つの保育所が民営化されました。民営化前後の比較や現状評価をすれば、保育所民営化の効果が自ずと見えてくるはずです。市はこれまで民営化前後の比較や評価を行ってきたのでしょうか。行ったとしたら、民営化したことをどのように評価されているのかお答え下さい。

次に、学校給食事業についてです。学校給食の調理員は60名以上が従事し、人件費総額は4億円を超えています。昨今、学校給食の調理業務や洗浄業務なども含め事業の民間委託をする自治体が増えており、質やサービスを向上させた上で、大幅なコスト削減を果たしておられます。また、豊中市でも市立豊中病院の調理業務は民間委託するようになりました。民間委託したことで6255万4千円のコスト削減となりましたが、質の低下やサービスの低下についての報告は受けていません。本市でも学校給食の調理業務を民間委託するべきと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

最後に、図書館事業についてです。「特定事業の見直しについて」の中で、事業コストについて現行の市民一人あたり2631円を、2000円を下回るコストにすることが明記されています。ちなみに、全国中核市平均コストは1667円ですが、2000円の算出根拠について教えて下さい。また、今年度に本市独自の考え方にもとづき外部活力の導入についての方向性を決定すること、今後の戦略的な施設配置について配置計画を策定すること、さらなる利用者サービス向上に係る開館日数および開館時間の延長などの内容の決定を行うとされていますが、今年度の検討状況および年度末に至り、現段階においての決定事項について教えて下さい。

<答弁>

保育所・幼稚園事業についてお答えいたします。まず、公立・民間それぞれの事業コストの算出根拠でございますが、平成23年度の決算額から、入所児童一人あたりの額を算出したものでございます。また、同様に市立幼稚園は、6万3千円、私立幼稚園につきましては、大阪府の決算資料から5万1千円となっております。

次に、中核市平均でございますが、保育所・幼稚園とも1施設あたりの定員により、国が定めた保育費用が増減する仕組みとなっており、市域の面積や地理的状况などによって配置施設数や施設あたりの定員が各市により異なることから、一律に比較することは出来ませんが、近畿地方における中核市平均は、平成22年度決算で、月額児童一人あたり、公立保育所11万4千円、民間保育所8万4千円、公立幼稚園4万9千円となっております。

次に、公立・私立の業務やサービス内容についてですが、児童一人あたりにかかる物的な保育費用については、保育所での生活にかかる給食費や保育材料費は、国基準により定められていることから大きな差は生じないものでございます。また人的な部分においても、一人あたりの配置基準が定められていることから、児童ひとりひとりが受ける保育内容には差が生じないものと考えております。

なお、人件費につきましては、市、各民間保育所ごとに給与体系が異なっていることや、経験年数によりコスト差が生じているものでございます。

次に、保育所の民営化についてでございますが、経費の面では、民間保育所は、国庫負担金、市立保育所は、地方交付税の算定基礎に含まれた形となっておりますことから、直接比較することは困難ですが、民営化前の平成16年度と民営化後の平成20年度を比較しますと、一般財源で約3億7千万円減少しております。

民間移管に際しては、民営化により、一斉に職員が替わることによる不安が最大の課題であったことから、子どもや保護者が、この不安を解消できるよう、保護者説明会を重ねて行ったほか、豊中市の保育を引き継ぐため、引き継ぎ会議の開催や、引継ぎマニュアルの作成、また、移管前の保育所長を巡回保育士として配置するなど、きめ細かい引き継ぎを行ったことから、一定の理解を得られたものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も一層、効率的な保育所・幼稚園運営を行うよう努めるとともに、公立施設が地域の子育て拠点として、全ての子育て家庭の支援に向け、在宅の子育て家庭の孤立化の防止や、子育て不安の解消を推し進めるなど、小学校就学前 保育・教育の牽引役を担ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

学校給食の調理業務につきましては、「新・豊中市行財政改革大綱取組総括」におきまして、特定事業に位置付けられ、人的コストの削減、外部委託の拡大を検討することとしております。

平成26年度については、学校給食事業における常勤職員と一般職非常勤職員との役割分担を検討し、多様な雇用形態の活用を進めることにより、5名の職員定数の見直しを行うこととしており、正職員比率を50%から43%とし、予算ベースで1481万円の削減に努めました。

また、現在、建替を進めております新学校給食センターにつきましては平成27年度に供用を開始いたしますが、民間委託の範囲を拡大するなど効率的・効果的な運営体制での学校給食事業を実施します。

具体的には、調理・洗浄業務は直営とし、配送・荷受・米飯炊飯は民間委託により実施したいと考えております。

新第2学校給食センターについては、平成30年度の稼働をめざしておりますが、行政と民間の最適な役割分担による運営体制の検討を進めているところでありますので、よろしくお願い致します。

2000円の算出根拠ですが、本市図書館の独自性である公共図書館の資源を活用した学校図書館の機能強化や、地域の課題解決に向けた充実した情報提供や市民との協働のさらなる発展、全国のモデルとなる「学びのまちづくり」の実現を目指しながら、ICTや多様な雇用形態の活用及び施設配置の見直しによる経費削減などに積極的に取り組むことによって実現すべき数値として目標設定したものです。

今年度の検討状況ですが、指定管理者制度の導入の検討や戦略的な施設配置のあり方を図書館協議会に諮るとともに、市有施設の有効活用の観点から図書館のあり方を検討しているところであります。会館日数及び開館時間につきましては、段階的に進めるべく現在調整中でございますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

民間活力の導入についてですが、具体的な事業に関して各担当部長から答弁がありました。総務部長の答弁を引用しますと「行政において直接担わなければならないものは何かという観点」についてあまり具体的かつ前向きな答弁が聞けず残念です。

世の中の多くの事業が民間企業によって行われています。民間企業のサービスが行政のサービスの質より劣ると言うのであれば、もっと幅広い分野の事業や業務を行政が担うべきと言うことになるはずですが、そんな声は出てきません。また、民間企業は他社との競争下で、消費者に選ばれるための工夫(サービス・質の向上など)を行っています。答弁にあったように豊中市でも様々な事業で外部委託や民営化が進められてきましたが、事業の効率化や費用対効果が上がったケースがほとんどだと思います。特定事業の見直しだけで約16億円の効果額を想定されているようですが、実施するまでは何の効果も発揮されません。外部活力の導入に関しては、今後も積極的かつ迅速に実施して頂くことを要望しておきます。また、市民が納得のいく「行政において直接担わなければならない理由」についての説明責任をしっかりと果たして頂くことを要望しておきます。

また、具体的な事業についても意見、要望をさせていただきます。

保育・幼稚園事業に関しては、業務やサービス内容に差が生じていないこと、一方で公立と民間で児童一人当たりにかかる事業コストや人件費には大きな差があること。また、市がこれまで行ってきた民営化においてかなりの額の歳出削減が図れた

一方で、民営化そのものも一定の理解が得られたと考えるおられるなど、市としてはこれまでの民営化に対しては肯定的な評価をされていることを先程の答弁で明らかにしました。行政や一部の民営化反対派の方々の様々な理念的、感情的な全く根拠の無い理屈ではなく、今回の質疑で明らかにした、いくつもの事実、客観的な指標、データをもとにすると、より一層の民営化をすることの効果や可能性が証明されていると思いますので、根拠や理論に基づいた市民が納得のいく行政運営をして頂くことを強く要望しておきます。

学校給食事業に関しては、より一層多様な雇用形態の活用を進め、常勤職員の職員定数の見直しに努めて頂きたいと思います。また、残念ながら、平成27年度供用開始予定の新学校給食センターについては、調理・洗浄業務は直営と早くも決められているようですが、本当に調理・洗浄業務を直営のままの方が良いのか引き続き検討して頂きたいと思います。さらに、新第2学校給食センターについては、直営と民間との比較検討、競争性向上を図るためにも、調理・洗浄業務も含めて民間委託にして頂きたいと強く要望しておきます。

図書館事業については、2000円の算出根拠がいまいち分かりにくかったですが、ICTや多様な雇用形態の活用及び施設配置の見直しなど積極的に行い経費削減を実現して頂きたいと思います。また、現在、検討、調整中の外部活力の導入についての方向性、今後の図書館の配置計画、開館日数及び開館時間の延長などの内容について、今年度中に市民が納得のいく説明も含めて、分かりやすい形で公表して頂くことを強く要望しておきます。

【(仮称)文化芸術センターの運営について】

(一問目)

(仮称)文化芸術センターにつきましては旧市民会館の前を通るたびに解体工事も進み、いよいよ建設に進むのだなあと感じております。

そこで完成後の施設の運営についてもおおよそのことは決めておられると思いますのでお尋ねしますが、利用開始段階での(仮称)文化芸術センターの運営コストと収入についてどのように見込まれているのかを教えてください。

<答弁>

(仮称)文化芸術センターの年間のランニングコストと収入の見込みにつきましては、同センターで展開する事業や業務サービス内容、施設や設備等の維持管理などを精査したうえで算定する必要があります。

現在、同センターの事業や業務サービス内容などの管理運営の方針について、今年度末を目途にまとめることとしており、その中で収支見込みにつきましても概算の算定を行う予定でございますが、今後さらに精査してまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

(仮称)文化芸術センターについてですが、コストと収入の見込み、事業内容の検討はもう少し早く取り組んでいただけなかったかと思いました。納税者の皆様に「先に箱を作って、中でどれほどの経費でどのような事業をするかを、後で考えているのではないか」といったいわゆるハコモノ行政批判を受けかねない、その意味では非常に残念に思います。あとは施設利用料以外の収入増の方策や周辺地域への経済効果を波及させる施策についてもしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。

【地域経済、特に起業促進について】

(一問目)

産業競争力強化法に基づく起業支援の促進について、制度の概要と豊中市の取り組みについて教えてください。

<答弁>

本年1月に施行されました「産業競争力強化法」では、地域での創業を促進させる施策として、市町村が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組みを応援し、地域における開業率の向上、地域の活性化、雇用の確保をめざすこととしております。この「産業競争力強化法」に基づき、市が商工会議所や金融機関等と連携し民間のノウハウを活用しながら実施する、創業希望者への継続的な支援を「特定創業支援事業」として位置づけ、「創業支援事業計画」として作成し、国からの認定を受けることにより、特定創業支援を受けた創業者に対して、市が証明書を発行することが可能となります。この証明書の発行を受けた創業者は、創業関連保証を創業6カ月前から利用の対象となり、その利用枠も1,500万円まで拡充される他、株式会社を設立する際の登録免許税が半分に軽減されます。

本市におきましては、豊中商工会議所、日本政策金融公庫十三支店、とよなか起業・チャレンジセンターと連携し、各々の創業支援メニューを自在に利用できるよう道先案内する「とよなか創業ナビ」を昨年12月に立ち上げましたが、この「とよなか創業ナビ」の連携4機関による創業支援の取組みを、「産業競争力強化法」に基づく「創業支援事業計画」として認定を受けるべく、現在、手続きを進めております。

(意見・要望)

産業競争力強化法に基づく創業支援の促進については、良くわかりました。会社設立に関しては、規模にもよりますが小さい株式会社でも法定費用だけで20数万円はかかります。起業の初期段階では特に費用は押さえないものです。その点例えば小さい会社でいいますと登録免許税15万円が半額75000円になるのはとても助かると思います。豊中市で起業をしようとする方々が出来ただけ多く、市の証明書発行を受け登録免許税の軽減措置をうけることのできるよう、実際の運用面についてつめていただきますよう要望いたします。

【老人クラブへの補助金について】

(一問目)

毎年、総額1100万～1200万円程度の額が老人クラブ連合会及び単位老人クラブに運営補助金として予算化され支出されていますが、このことについて数点伺います。

1点目 そもそも老人クラブとはどのような組織であるのか、老人クラブへ運営補助金を支出する根拠について、法令等も併せて詳しくお聞かせください。

2点目 補助金算出の根拠について教えてください。

3点目 会員の把握はどのようにされているのか実態を教えてください。

4点目 活動実態(本当に開催した行事か・行事への参加者・参加率など)の把握はどのようにされているかお聞かせください。

5点目 毎年度の決算についてどのように把握されているかお聞かせください。

6点目 総会の開催状況はどのように把握されているかお聞かせください。

<答弁>

老人クラブは、概ね60歳以上の方が、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりなどを行うとともに、その知識や経験を活かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりや、保健福祉の向上に努めることを目的としております。

老人福祉法第13条第2項において、地方公共団体は、老人クラブへの援助をするよう努めなければならないことが規定されており、国の在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づき、運営補助金を支給いたしております。

また、老人クラブの予算や決算、活動状況などは、補助金申請の際に、本市の豊中市老人クラブ運営補助金交付要綱に基づく報告様式で確認を行っております。

(二問目)

複数の市民の方から、『補助金を多くもらうために名前を貸してほしい』『ひとりで地域を超えて複数のクラブに加入している人がいる』等の声が聞こえてきます。また、行事や総会の開催、会計処理について実態を疑問視する声も聞こえてきます。

このような指摘を踏まえて老人クラブ運営補助金の適正化について今後どうすべきであると考えられるか、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

本市の老人クラブは、現在168を数え、それぞれのクラブの会則に基づき、会員により自主的に運営されているところでございます。

老人クラブの運営などにつきましては、「老人クラブ助成事業運営要綱」におきまして、予算及び決算のあり方などが明記されており、今後も、各単位老人クラブにより構成される老人クラブ連合会とともに、その活動状況などにつきまして、確認を行い、必要な場合は、指導や助言を行ってまいります。

(意見・要望)

老人クラブ補助金についてですが現在単位クラブが168も存在するという事で、市で全てのクラブの実態を把握することは事実上困難であると言わざるを得ません。それぞれの単位クラブにはわずかな補助金であるかもしれませんが、それでも補助金をもらっている以上、適正な管理がなされることは必要なことであると思います。ぜひ指導をきっちり行っていただきたいと思います。併せて書類提出時に誓約書を取るなど少しでも現在の制度の運用改善を図っていただきたいと思います。

【市内の地域医療体制について】

(一問目)

昨年、服部にある豊中渡辺病院が閉院になるという噂を地域の方から伺いました。豊中渡辺病院は救急病院でもある総合病院で、市立豊中病院が岡上の町から市北部の柴原町へと移転してから中南部地域における中核病院としての役割を果たしてきたと思いますが、まずは事実関係についてお聞かせください。併せて、本当だとしたら中南部地域の市民からは不安の声が聞こえておりますが、市として中南部地域の市民の医療体制について何らかの対策が必要ではないかと思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

豊中渡辺病院が現在の中南部地域から移転する話は仄聞おりますが、現時点では具体的な計画について、本市としては確認しておりません。

今後、豊中渡辺病院から正式に病院移転について届け出が出された折には、現在入院あるいは通院している地域住民に対し、近隣の適切な医療機関を紹介するなど、不安を解消するべく十分な説明を行うように、病院側に働きかけてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

地域医療体制についてですが豊中渡辺病院について正式な内容は把握されていないということですが、移転する認識はあると理解いたしました。あくまでも民間病院のことですので市に対応できることには限界があると思いますが、救急指定病院でもあり、中南部地域の市民の健康・安全を考慮すると看過できない事案であると思いますので、移転した際の患者対応をしっかりとるよう働きかけるだけでなく、今一度渡辺病院の運営法人に対して、規模を縮小しても病院機能を残してもらおうよう働きかけるなど、都市経営の観点から中南部地域の医療体制を確保すべくあらゆる手立てを講じていただくことを要望いたします

【ごみの減量と歳出削減について】

(一問目)

まずは、事業系一般廃棄物の処理についてですが、これまで幾度となく、事業系一般廃棄物の処理に関しては、法律上、処理責任は排出事業者にあり、本来その中間処理、最終処分費用は事業者自身が負担することが原則のはずだと主張してきました。

あらためて、廃棄物処理法において、事業系一般廃棄物の処理について、事業者の責務をどのように規定されているのか教えて下さい。

また、豊中市は廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第4条で、「事業者は、廃棄物の発生を抑制し、減量を図るとともに、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」としていますが、本市の場合、業者が事業系ごみをクリーンランドへ搬入した場合、施設使用料として1キログラム当たり8.7円は徴収していますが、実際に処理にかかる費用は約12円かかっており、差額の約3.3円は市が税金で負担していることになっています。全く自らの責任において適正に処理させていない状況であり、条例の規定に反していますが市の見解をお聞かせ下さい。また、条例の規定に反していることで、事業系一般廃棄物の処理に対して、市民の血税が毎年、約1億5千万円も支出されていると思いますが、何故、事業者にはではなく、市民に負担を求めるのか、また、こういった税金の浪費に対する市の見解をお聞かせください。

一方で、家庭系ごみの排出量のここ数年の推移はどのようになっているのでしょうか。昨年度の環境福祉常任委員会の視察先であった八王子市では、平成16年から家庭系ごみの有料化をスタートし、ごみの減量を大幅に実現されました。あくまでごみの有料化はごみの減量の方法の一つではありますが、これまでに豊中市では既に様々な方法でごみ減量を行ってきたと思います。しかし、今後、更なる家庭系ごみの減量を実現しようと思うと、ごみの有料化が必要ではないかと思えます。事業系ごみだけでなく家庭系ごみについても排出者責任、受益者負担の考えを取り入れ、ごみの有料化をスタートし、市民一人一人に対し、ごみの排出者としての環境への配慮やごみの減量意識をより一層強く持つて頂くことは意義のあることだと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

ごみの減量と歳出削減のご質問につきましてお答えいたします。

まず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる「廃棄物処理法」における事業者の責務でございますが、同法第3条で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること等が規定されております。

本市の「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第4条の規定は、この法律の規定の趣旨を踏まえ、事業者の責務について規定したものでございますが、事業者

自ら、あるいは廃棄物の収集運搬許可業者を通して、事業系一般廃棄物をクリーンランドに搬入し、定められた施設使用料を含め、処理に係る費用を負担しているもので、この規定に何ら反しているものではないです。

なお、ごみの搬入に係る施設使用料につきましては、施設使用料の適正化を図るため、クリーンランドにおいて、平成24年10月1日から、それまでの10kgまでごとに60円を87円に引き上げられております。

最後に、家庭系ごみの有料化についてでございますが、「第3次一般廃棄物処理基本計画」でも、多数あるごみ減量の手法の一つとして掲げております。

しかしながら、取組みの優先順位としては、市民に経済的な負担を強いる「有料化」の前に、まずは市民の理解と協力を得ながら、ごみの発生抑制とリユースやリサイクルの推進を図る施策や事業を進めていくことが最も重要であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(二問目)

事業系一般廃棄物の処理費の適正化と家庭系ごみの有料化によるごみの減量と歳出削減について再度伺います。一般廃棄物の排出量は、平成32年度末までに、平成21年度比20%減を目指しているそうです。ここ5年ほどで、家庭系ごみ、事業系ごみの平成21年度比の削減率はそれぞれどれくらいなのでしょう。また、事業系一般廃棄物の処理手数料を上げることも、家庭系ごみの有料化することも否定的な答弁をされました。それでは、具体的にどのような手法で、家庭系ごみ、事業系ごみの更なる減量化を図ろうと考えておられるのか、お聞かせ下さい。更に、事業者には事業系ごみの減量を求めていくのであれば、先ず隗より始めよで、市庁舎等の公共施設におけるごみの減量を率先して行う必要があると思いますが、今後の対策案や計画があれば教えて下さい。

<答弁>

まず、家庭系ごみ及び事業系ごみの削減目標の基準年度である平成21年度との比較でございますが、家庭系ごみでは平成21年度の82829トンに対して平成24年度では78514トンと4315トンの削減となっておりますが、事業系ごみでは平成21年度の45619トンに対して平成24年度は45171トンで448トンの削減に留まっております。

次に、今後のごみ減量に向けた取り組みでございますが、家庭系ごみでは昨年2月に実施いたしました「家庭系ごみ排出実態調査」で、資源化が可能である紙製容器包装等のいわゆる「雑がみ」類が可燃ごみの中に多く混入されていることが判明しましたので、古紙類全般の資源化の推進を優先的に取り組むこととし、広報誌や「ごみの分別と出し方」冊子などを通じて、市民周知に一層努めてまいります。

また、事業系ごみの減量に関する新たな取り組みといたしましては、今年度から事業者の自発的な取り組みを促すため、事業者にとってコスト削減につながる情報提供を中心とした情報誌「リニューズ」を発行し、ごみを減量することによるメリットを広く周知

する取り組みを行っており、次年度におきましても継続的に発行するとともに、新たな施策展開を検討する目的で「事業系のごみ質調査」を実施する予定といたしております。

最後に、市庁舎をはじめとする公共施設のごみ減量の取り組みでございますが、公共施設におけるごみ減量等の率先行動は、民間事業者に市の姿勢を示す観点からも重要であると考えておりますので、「第3次一般廃棄物処理基本計画」においても取り組み項目の一つとして掲げており、平成25年1月から、公共の教育施設での再生資源の分別を実施しているところであります。

3Rの推進には、職員一人ひとりの実践行動が求められておりますことから、まずは職員の意識向上を図るための啓発を行っていくことが必要であると考えております。

(意見・要望)

事業系一般廃棄物の処理費の適正化と家庭系ごみの有料化によるごみの減量と歳出削減について意見、要望します。先程の答弁は、事業系ごみも家庭系ごみも大幅な減量を期待できるようなものではありませんでした。さらに、市庁舎から排出されるごみの分別や減量に関しては、具体的な取り組み手法は一切語られず、これでは、事業系ごみの減量を事業者に求めても全く説得力がないと思います。環境部が厳格な姿勢、強い意思を持って全庁的に働きかけ、市庁舎から排出されるごみの分別や減量に取り組んで頂きたいと強く要望しておきます。

また、やはり事業系一般廃棄物については、事業者の自発的な取り組みを促すと言った小手先の取り組みではなく、施設使用料を実際処理にかかる費用相当分に設定した方が、減量は確実に進むと考えます。さらに、クリーンランドへの負担金が減額でき、市の財政負担、市民の負担の軽減にもつながります。

さらに、家庭系ごみについても減量への取組みを様々されてきましたが、正直、そろそろ減量幅も頭打ちとなってきていると思います。また、環境への意識の高い世帯、ごみ減量意識の高い世帯とそうでない世帯でごみの排出量に大きな差が生じており、意識の高い方にこれ以上理解や協力を求めてもあまり効果が見込めず、一方で意識の低い方にはこれまでと同じような取り組みをしていても、これもまた効果が見込めないと思います。市は、粗大ごみに関しては、排出量が世帯ごとのばらつきが大きく、処理費用を一律税金でまかなうことは公平ではないため、公平性の観点から、排出者に負担してもらうことをしています。その他のごみに関しても、公平な処理費用の負担という考え方を導入すべきであり、ごみの有料化によって家庭系ごみの減量は確実に進みます。家庭系ごみについても、事業系ごみについても確実に効果の上がる取り組みをして頂き、排出者責任の明確化、環境への更なる配慮、ごみ減量の更なる推進と歳出削減を実現して頂きたいと強く強く要望しておきます。

【緑と食品のリサイクルプラザについて】

(一問目)

今年度予算で言いますと、緑と食品のリサイクルプラザの運営管理に係る予算の内訳は、堆肥化機械の維持管理費が434万5000円、報償費、賃金及び一般職給与費が1118万4000円、光熱水費165万3000円、その他196万7000円で、生ごみ・剪定枝堆肥化事業に関わる予算の内訳は、委託料が880万8000円、その他86万円となっており、合計で2881万7000円となっています。さらにここ数年も約3000万円で推移しています。あらためて、緑と食品のリサイクルプラザの設置目的及び生ごみ・剪定枝堆肥化事業の事業目的を教えてください。また、この事業がいつからスタートし、初期投資も含めて、これまでにおよそどれくらいの経費を支出してきたのか、その総額を教えてください。参考までに、もし、緑と食品のリサイクルプラザを閉鎖し、生ごみ・剪定枝堆肥化事業を止め、学校給食の残菜や残飯を焼却処分した場合にかかるコストはどれくらいになるか教えてください。

<答弁>

緑と食品のリサイクルプラザ及び生ごみ・剪定枝堆肥化事業は、平成14年4月から、食品リサイクル法や資源有効利用促進法などに定められた理念に則り、行政の率先した取り組みとして、学校給食の調理くずや食べ残し、街路樹等の剪定枝を焼却処分せずに堆肥を市が製造し、その堆肥、いわゆる「とよっぴー」を活用して市民団体が資源循環の啓発をすることで、市民との協働による循環型社会づくりを推進することを目的として設置・実施しているもので、地産地消や食育の推進にも寄与しているものと考えております。

初期投資を含めたこれまでの経費の総額は約3億9千万円で、生ごみ・剪定枝堆肥化事業を中止し、学校給食の残菜や残飯及び剪定枝を焼却処分した場合の費用は、年間800万円程度になると想定されます。

(二問目)

緑と食品のリサイクルプラザについてですが、そもそも、この施設で行われている堆肥化事業の原料は学校給食の残飯や残菜ですが、ここ数年の搬入量は、約170トンから180トンでほとんど変化が無く、この事業を通して、子どもたちに対する啓発はどれだけ効果があったと言えるか全く疑問です。このことに対する市の見解をお聞かせ下さい。さらに、もし、学校給食の残菜や残飯を焼却処分するようにした場合、学校給食における残菜や残飯の量が増えると考えられるのか、増えると思う、思わないを明確にお答えください。

また、市民全体として見た時に生ごみの排出量がどのくらい減ってきているのかを事前に調べて頂きましたが、ここ数年は約2万4000トンで推移し、ほとんどごみの中の生ごみの量の搬入量は減っていません。これらのことから、この事業を通じて、どこがどのように循環型社会形成に資することになってい

るのか、納得のいく答弁をお聞かせ下さい。

さらに、高いお金をかけてとよっぴーをつくって有料頒布、大体10キロ製造するために1300円ぐらいのコストがかかっているものを、200円で売っていますが、生ごみの量の搬入量が減っていない状況から考えると、納税者が納得のいく事業とは言えないと思います。以上のことから、この施設は早急に廃止を検討するとともに、事業も見直すべきと考えますが、あらためて、この施設及び堆肥化事業の必要性、費用対効果、今後のあり方について、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

緑と食品のリサイクルプラザを拠点とした生ごみ・剪定枝堆肥化事業は、学校給食の食品残渣と街路樹等の剪定枝を堆肥化し、市民との協働による資源循環を通じて循環型社会づくりの推進を図ることを主な目的として実施しているもので、学校給食の食べ残しや家庭からの生ごみの排出量を減らすことを直接的な目的として実施しているものではございません。

これらの減量につきましては、食育等の観点から総合的に取り組むべき課題であると考えております。

緑と食品のリサイクルプラザとそこで製造されたとよっぴーは、市民との協働により、農体験等の様々な環境学習や家庭等での活用をはじめ、農家と連携し、とよっぴーを使用して栽培した野菜等の学校給食等への提供を通じて、「食の循環の輪」の構築と地産地消の推進にも寄与しているとともに、いわゆる就職困難者の自立就労支援に向けた「就労意欲喚起事業」のフィールドとしても活用されていることから、継続していく必要があると考えております。

とよっぴーは、できるだけ多くの市民の方にその意義を知って頂くとともに、利活用して頂くため、イベント等において、無料または安価で配布いたしておりますが、事業経費の縮減に努めることは当然のことであると認識致しておりますので、耐用年数を大幅に超過している堆肥化機械の更新を検討する中で、その縮減を図ってまいりたいと考えております。

(意見・要望)

緑と食品のリサイクルプラザについてですが、事業効果の推し量れない「市民との協働による循環型社会づくりの推進」という目的に対し、10年余りで約3億9千万円もの市民の血税を投入してきたことは、焼却処理すれば年間約800万円の歳出で済むことからして、多くの市民、納税者には納得のいくものではありません。食品リサイクル法において、教育施設や福祉施設は対象外となっているなど、国でも学校給食の堆肥化事業に対する課題を認識されていますし、国内の多くの自治体が費用対効果をしっかりと見極められ、学校給食の堆肥化事業を行っていません。豊中市ももっと費用対効果を考慮すべきです。これまでの職員や市民が行ってきたことから止められない

ではなく、現在、将来の市民にとって本当に必要な事業なのかどうかで、客観的、論理的に判断し、この事業を早急に見直すことを要望しておきます。もし、堆肥化機械を更新し、今後もこの事業を続けていこうというのであれば、事業経費が学校給食の残菜や残飯及び剪定枝を焼却処分する場合の経費と同程度に縮減すべきと意見しておきます。

さらに、現在の堆肥化事業は事業に関わっている市民団体ととよっぴーを無料もしくは安価で手に入れられている市民だけに好評であって、多くの市民は事業の存在を知らないか、費用対効果をお知らせすると事業に否定的な意見を持つ方が多いと思います。本事業に対する市民アンケートを実施して頂くこと、さらに、堆肥化事業の経費やとよっぴーの製造コストと販売コストなどを市民に周知して頂きたいと要望しておきます。

また、環境部長は「行政の率先した取組みとしてこの事業を実施している」と答弁されましたが、そうであれば、市庁舎から排出されるごみの分別や減量に関しても行政の率先した取組みを見せて頂きたいとあらためて指摘しておきます。

【公園の利用について】

（一問目）

現在、市内のほとんどの公園で、球技禁止の看板をよく目にします。昔はどここの公園でも子どもたちが自由に球技も出来ていたと思いますが、そういった看板を見るたびに残念に感じています。市が、公園内での球技を禁止している理由及び、看板を設置するに至った経緯をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

公園は、子ども達の遊び場であるとともに、市民の憩いの場として多くの方に気持ち良く利用して頂くもので、基本的には自由に利用して頂いております。しかしながら、一部の利用者の中には、常識の範囲を超えた利用をされたり、他の公園利用者や近隣住民の方の迷惑となる行為を行う方もおられますので、このような場合は一定制限する必要があると考えております。

公園内での球技を禁止する旨の看板は、一律に球技を禁止する趣旨ではなく、他の利用者等の安全や迷惑を省みない利用を防止するとともに、他の利用者の方が、これによって注意しやすくなると考えて設置しているものです。

（意見・要望）

公園の利用については意見、要望とします。先月、陸前高田市の戸羽市長が、市内のいくつかの催しで講演をされていました。その中で「震災後、子どもたちがかけっこする場もない。校庭に仮設住宅が建ち並び、子どもたちが走り回ったり、ボール遊びをすると、住民から色んな苦情が市に寄せられる。私は子どもたちの夢や希望を奪わないで やって欲しいと思う。」と声を詰まらせながら仰っていました。

公園で子どもたちがボール遊びをすることの課題や問題は当然あるかと思えますし、それに対して不満や不安を抱える方もいるかと思えます。しかし、誰もが子どもの時代があり、公園で思いっきり遊んだ時期があったはずで、大人や行政が様々な課題や問題を、安易に子どもたちの遊ぶ機会を奪うと言う方法で解決しようとするのではなく、子どもたちが思いっきり遊べることを最優先に考え、不満や不安を抱える方にご理解やご協力を頂くように働きかけるなどして改善、解決を図れたら理想的だと思います。先ほどの答弁では、球技禁止の看板は、一律に球技を禁止する趣旨ではなく、他の利用者等の安全や迷惑を省みない利用を防止するためのものだということでしたので、一定理解致しました。ただ、「球技禁止」の文字を見て、まじめな子どもがボール遊びを控えてしまったり、保護者や市民が「公園で子ども達が自由に遊ぶことができない」など誤解を与えている実態もあるかと思えます。是非とも、「球技禁止」の看板によって、子ども達の公園の利用を阻害することのないよう努めて頂くとともに、今後も市として、市内のどこの公園でも子どもたちが思いっきり遊べるような環境整備をソフト、ハード両面から実施して頂くことを要望しておきます。

【路上喫煙禁止区域と喫煙スペースの確保について】

(一問目)

健康志向の高まりやたばこ価格の上昇から喫煙者は減少の一途をたどっています。いまや喫煙者はマイノリティーになってしまいましたが、愛煙家は一定数、確実に存在し、常に喫煙できる場所を求めてさまよい歩いているのが現状です。煙草の好きな人もだめな人も共存できる社会こそが本当のあるべき姿ではないかと考えますが、現状は圧倒的に愛煙家に不利な社会情勢となっています。

かねてより、議会において他会派からも質問のあった市立豊中病院においては、敷地内全面禁煙化によって、来院者等がモノレール柴原駅につながる通路等で路上喫煙している実態があります。

以前に、この柴原駅周辺に喫煙スペースを設けるべく検討されていたと思いますが、これまでの経緯と現状をお聞かせください。

<答弁>

本市では、平成24年4月1日から「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、関係部局と連携し、路上喫煙の防止に関する様々な周知、啓発活動を行っております。

平成24年10月1日には、この条例に基づき、豊中駅周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、重点的にパトロールや周知、啓発活動等を行った結果、指定前と比較すると同駅周辺の路上喫煙率は、平成24年6月での0.58%から平成25年12月には0.14%と減少しており、指定による効果が表れたものと考えております。

そのため、市内各駅の路上喫煙の状況調査を行うとともに、地元の住民や事業者の方々の意向も踏まえながら、その拡大に向けて、検討、調査等を行ってまいりましたが、このたび、地元住民等との調整も終わりましたので、市内で2番目の路上喫煙禁止区域として、この3月20日から、「美しいまちづくりの推進に関する条例」に基づく美化推進重点地区でもある千里中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定することにいたしましたものでございます。

市立豊中病院の最寄駅である柴原駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定することにつきましては、美化推進重点地区でもある庄内駅をはじめ、他の駅との状況比較や施策効果等の観点から、その優先順位は低いと考えております。

(二問目)

路上喫煙禁止区域に指定することは優先順位として低いという答弁ではありますが、現に、駅周辺や病院周辺には路上喫煙者が必ずと言ってよいほど存在し、病院を利用する市民からも受動喫煙防止の観点から分煙対策を求める声が私どもに寄せられています。また、市立豊中病院に勤務する全ての人がノンスモーカーなのか。恐らくそんなことはないと思います。ここで視点を変えて、病院に伺います。柴原駅周辺の分煙化について市立豊中病院として受動喫煙防止の観点から何らかの取り組みをすべきだと思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

分煙対策についてお答えします。

当院は、国からがん診療連携拠点病院の指定を受けておりますが、指定にあたっては「敷地内全面禁煙」が必須とされており、このため、病院敷地内に喫煙場所を設置することは困難であります。

また、地域がん診療連携拠点病院の認定期間は4年間となっており、更新に向けて様々な職種の職員が協力しながら準備を進めておりましたが、国からは、現行より厳しい指定要件が示されました。

今後も、当院が優秀な医師を確保し良質で高度な医療を提供するためには、がん診療連携拠点病院等の指定を受けることが重要であると考えており、指定の更新に向け、新たな要件の達成に取り組んでいるところです。

喫煙の問題につきましては、喫煙者や受動喫煙者の健康に大きな影響を及ぼすことが科学的に明らかになっており、医療を提供する病院としましては、禁煙を推進する立ち位置にあると考えております。

当院におきましては、これまで、駅周辺や歩道における受動喫煙の防止のため、院内や周辺道路等に禁煙の啓発看板の設置し、理解と協力をいただくよう努めてきたところであり、歩道などでの喫煙者は、以前に比べ減少しているものと考えています。しかし、まだ少数ではありますが喫煙されている方も見受けられますので、今後も引き続き粘り強く、敷地内禁煙と受動喫煙防止について啓発を継続するとともに、駅周辺や歩道での禁煙の啓発にも努めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

路上喫煙禁止区域と喫煙スペースの確保についてですが、現状を踏まえた現実的な対応が必要ではないかと答弁を求めましたが、市立豊中病院からは理想論に満ち溢れた従来通りの答弁をいただきました。確かに病院の立場からはその通りだと思いますが、逆の発想で考えると、喫煙スペースを設けることで喫煙者をそこに集め、スペースの周囲に真っ黒な肺の写真や禁煙を勧める掲示物などを掲出し、禁煙を推進するという考え方もあるのではないのでしょうか。今回はよい答弁をいただけませんでした。今後も機会を見て見解を伺ってまいりたいと思いますので、今一度検討していただくことを要望いたします。

【服部天神駅周辺の整備について】

（一問目）

服部天神駅東側の水路敷を活用した歩道整備を行い、駅東西の通行の安全性の確保と利便性の向上を図るとあります。服部天神駅周辺整備は永年の課題でありつつもなかなか進捗を見なかった地域であり、ようやくはじめの一步ともいえる取り組みが始まるのではないかと大変期待をいたしているところであります。まずは、今回の計画の内容を詳しくお聞かせください。

＜答弁＞

今回の計画は、踏切となっている服部天神駅東西の通行の安全性と利便性の向上を図るため駅東側に存する水路敷を活用して駅東側改札と南側の地下通路をつなぐ歩道を整備するものです。

全延長約70mの内、北側約25mについては民間駐輪場の整備と合わせて既に完成しており、残りの南側約45mについて、幅員2mから3mの歩道を整備する予定で平成26年度には、これに必要な用地買収と測量にかかる経費を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

（意見・要望）

服部天神駅周辺整備についてですが、おおよその内容がわかりました。服部天神駅周辺は阪急電鉄宝塚線連続立体交差事業でも取り残された存在という認識を持っている市民も多く存在し、何らかの対策が望まれているところであります。市もそのことはよく認識をされ、今年度行われた都市計画道路の見直しに当たっても、駅前整備と関連する都市計画道路に関しては廃止対象とすることなく、取り組んでいく方針を示されたところでもあります。まだまだ、課題は山積しているかとは思いますが、着実に一歩ずつ変化を起こしていくことによって地域にも駅周辺や都市計画道路整備の機運が醸成されていくものと思われまます。これからも引き続き、服部天神駅周辺の整備にご尽力いただくことを要望いたします。

【歩行者の安全確保について】

(一問目)

市として歩行者の安全を確保するという観点から2点ほどお伺いします。

歩道上での歩行者と自転車の交通事故なども発生しており、歩道上での歩行者の安全確保が問われています。歩行者が安心して歩道を歩くためには、自転車走行空間を車道上に確保していく必要があります。

昨年3月議会でも自転車の安全な走行空間創出について質問をさせていただきましたが、その際、国土交通省と警察庁がだした「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を踏まえ、走行空間の計画及び設計の考え方、利用ルール並びに総合的な取組みについて市としてどういったことができるのか、どういう順序で進めるのか、どういう手法で方針をつくっていくのか検討されていくとのご答弁でした。そこで改めてその検討状況を教えていただけますでしょうか。

また府都市計画道路廃止決定後の歩行者の安全対策についてもお伺いいたします。

先般豊中市内を走る府都市計画道路の一部廃止がなされました。今後は歩行者の安全確保のための道路改善が進まなくなるのではないかと不安を抱えている市民もいらっしゃると思います。市は今後、歩行者の交通安全対策についてどのように取り組んでいくかを教えてください。

<答弁>

初めに、自転車走行空間の検討状況でございますが、平成24年11月に国土交通省と警察庁から「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が示されたことを受け、市では現在、自転車走行空間の整備方針案について、検討を進めています。

今年度末までに方針案をとりまとめ、来年度の早い時期に、合意形成を図り、成案化を図ってまいりたいと考えております。

次に、府都市計画道路廃止後の歩行者の交通安全対策でございますが、都市計画を廃止した府道の中には、バスルートにもなっているが、歩道が十分でない道路もあります。このことから、これらについては、早期に安全対策を講じる必要があるものと認識しています。

このため、市としましては、事業主体である大阪府と継続した協議の場を持ち、問題のある箇所について確認し、地元住民の声を踏まえ、どのような対応が可能であるのか、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(意見・要望)

歩行者の安全確保についてですが、自転車の走行空間創出は歩道上での歩行者の安全につながります。次年度の取り組みに期待いたしておりますので宜しくお願いいたします。

また都市計画道路の廃止に関しては、確かに府道ではありますが住民により近い立場にある市としても歩行者の安全のためにできることはあると思いますので、府としっかり連携していただき歩行者の安全に取り組んでいただくよう要望いたします。

【放置自転車対策について】

(一問目)

豊中駅西側エトレ豊中前の固定式駐輪スペースは開設以降、非常に利用率が高いように感じています。一方で、開設以降、エトレ豊中の南側の放置自転車の台数は以前に比べて増えたように思いますし、相変わらず、人工広場の下をはじめ駅周辺の放置自転車は目に余るものがあります。一方で、市は「駅周辺の放置自転車の台数と駅周辺に設置されている駐輪場の総収容台数を考えると、駐輪スペースが不足している訳ではない」とこれまで答弁されてきました。先述のことからエトレ豊中前の固定式駐輪場のように駅に近接していなければ現在、放置自転車の解消にはつながらないと思われます。とすれば、駅近接の固定式の駐輪スペースを更に増設することは放置自転車対策の一つの方法だと思えますが、市の見解をお聞かせ下さい。ただし、現在の放置自転車が全て収容できるほどのスペースは確保が困難だと思えます。そこで、人工広場の1階部分やエトレ豊中の周辺にボックス型の地下駐輪場を設置してはどうかと思います。当然、ボックス型の地下駐輪場を設置するためにはかなりの財源が必要となると思いますが、もし、ボックス型の駐輪場を設置出来れば、既存の駅から少し離れた所にある市営駐輪場を閉鎖することができ、それにより維持管理費や人件費、土地の売り払い収入で十分、賄えると思えます。実際、現在、豊中駅周辺における市営駐輪場の維持管理費や人件費など毎年のランニングコストはいくらかかっているのでしょうか。また、もし、それらの土地を売却するとなると、いくらくらいで売却できるのでしょうか、お答え下さい。

一方、エトレ豊中の南側に放置自転車が大量に発生している問題については、エトレ豊中に限らず、商店に来るお客さんの自転車によって引き起こされている事が少なからずあると思えます。市として、そういった商店の顧客によって引き起こされる放置自転車について、商店主に対して駐輪場の設置や確保及び、放置自転車の整理などの対策を積極的に求めるべきではないかと思えますし、場合によっては義務付けても良いのではないかと思えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

さらに、豊南市場前に仮設自転車整理ゾーンがあります。このスペースはどのような経緯で、いつから設置され、誰がどのように管理、運営されているのでしょうか。また、仮設と言いながら常設化されているように思いますし、利用時間をみると朝の9時から17時までとなっており、最大1時間まで利用可能となっていながら、それ以外の時間でも通勤や通学の方をはじめ多くの方が自由に駐輪し、無法地帯と化しています。管理が行き届いておらず、歩行者にとっても車のドライバーにとっても非常に危険ですし、近隣に市営駐輪場もあることから、早急に廃止すべきと思えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

はじめに、豊中駅に近接する場所へのコイン式駐輪機の増設でございますが、エトレ前に設置しました駐輪機の利用状況や放置自転車への効果を検証し、検討を

進めてまいりたいと考えております。

次に、地下駐輪場の設置につきましては、地下に大きな空間が必要であり、豊中駅周辺の地下にはデッキの基礎や電気・水道・下水道などの埋設物があり、現状では、設置は難しいものと考えております。

次に、駐輪場のランニングコストでございますが、市内の駐輪場は、全て、鉄道会社又は公益財団法人「自転車駐車場整備センター」等が運営・管理しており、市直営のものはなく、市の支出はございません。また、土地の売却費用については把握しておりません。

次に、商店主への義務付けでございますが、平成9年から建築物等を建築する際には駐輪場を確保するよう指導しております。また、放置の状況がひどい場合は、周辺商店業者とも協議して行きたいと考えております。

次に、豊南市場前の仮設の自転車整理ゾーンにつきましては、付近の放置自転車が非常に多く、無秩序に置かれ、通行の妨げになり、市民や議会からも整理を求める強い要望があり、関係者と協議のもと、平成5年にやむを得ず、道路上に買い物等の一時利用者を対象に、仮設の自転車整理ゾーンを設けたものであります。管理は、市が行い、駅前整理員による整理並びに時間を経過した自転車については撤去もしております。

最後に、自転車整理ゾーンをすぐに廃止することは難しいことですが、買い物等の一時利用者を誘導するため、近接する駐輪場をコイン式の駐輪場に改修することなど、現状を改善する方策を検討して行きたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(二問目)

放置自転車対策について再度伺います。商店主への義務付けについては、建物等を建築する際に駐輪場を確保するよう指導しているとのことですが、エトレ豊中のように駐輪場を設置していても商店の顧客によって放置自転車が発生するケースも少なからずあります。建築審査の段階で駐輪場の確保するように指導するだけでなく、万一、出店後に放置自転車が発生した場合、出店者の責任で放置自転車の整理等の対策を実施することを義務付けることをするべきと思いますが、あらためて市の見解をお聞かせ下さい。また、放置の状況がひどい場合は、周辺商店業者とも協議して行きたいとのことですが、エトレ豊中の場合、具体的にどのような協議をされるおつもりがあるのか、お答え下さい。

<答弁>

商店主に放置自転車の整理等の対策を義務付けることにつきましては、建物等に付置する駐輪場を計画する際に、設置後適正な管理をするよう指導しておりますが、今後は関係者と協議し、駅周辺の商店街と協働して、放置自転車をなくす啓発活動を検討してまいります。

このため、まずは、エトレ豊中周辺で実施できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

放置自転車対策についてですが、豊中駅に近接する場所へのコイン式駐輪機に、効果検証を踏まえつつ増設をして頂きたいと思います。同時に、エトレ豊中前の放置自転車に関しては、市だけで対策をするのではなく、エトレ豊中の関係者や周辺の商店主にも問題提起をするとともに、対策にあたるよう厳格な姿勢で働きかけて頂きたいと要望します。また、商店主への義務付けについては、建物等を建築する際に駐輪場を確保するよう指導するとともに、万一、出店後に放置自転車が発生した場合、出店者の責任で放置自転車の整理等の対策を実施することを義務付けるなど、関係者にも対策を行わせる仕組み作りをして頂きたいと要望しておきます。

豊南市場前の仮設自転車整理ゾーンについては、仮設と言いながら設置から20年以上が経過し、常設化されてしまっています。しかも、管理体制も行き届いておらず、利用時間以外の駐輪が目立ち、仮設自転車整理ゾーンによって、通行の妨げの解消には繋がっていないと思います。むしろ、歩行者や車のドライバーにとって迷惑かつ危険な状況を誘発する原因となっています。道路上に特例的に認められ、仮設で設置されてきた自転車整理ゾーンを一刻も早く撤去して頂くことを強く要望しておきます。

【保育士の確保について】

(一問目)

待機児童の解消にともなう保育所定員の増加や、平成 27 年度には子ども・子育て支援新制度の開始も目前に迫ってきたわけではありますが、一方で、保育事業関係者の中から保育士の確保について懸念する声が聞かれるようになってきました。いくら制度として拡充しても現場で子どもたちを預かる保育士の確保がままならなければ絵にかいた餅となってしまいかねません。市として市内事業者が保育士の確保をするにあたって何らかの支援が必要になるのではないかと思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

民間保育所におきます保育士確保の支援につきましては、これまでも運営費補助金に、保育所職員の処遇改善にあてる補助制度を設けることで保育士等の確保や処遇改善の支援を実施してきたほか、今年度及び26年度に、国の安心こども基金を活用した「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施し、保育士の処遇改善を図ってまいります。

平成26年度予算案におきましては、豊中市民間保育連合会が実施しております、就職フェアに補助金を用意し、保育士確保を支援していきたいと考えております。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始まであと1年と迫るなか、引き続き国や府に対しまして、保育士の処遇改善にかかる人件費補助制度の充実を要望するなど、待機児童解消に伴う保育所定員増加を見据えた人材確保の取組みを進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

保育士の確保についてですが、一義的には国や府において、人材確保に向けた抜本的な取り組みを行っていただくことが必要であると認識しております。しかし、新制度開始まであと1年と差し迫っております。市内保育所が円滑に事業運営をしていただくことで待機児童解消にもつながりますので、雇用部門も含めて部を超えた連携で対応を要望しておきます。

【教育委員会の課題について】

(一問目)

今現在、政府においても教育委員会改革について議論がなされているところであり、社会の注目を集めています。教育は多くの人に影響する問題であり、かつその影響が長い年月を経てあらわれてくるものでもあります。ですから気付いた時に改革に取り掛かってもその結果が出るまでに相当の年月を経過していることが多く、複雑化させる要因の一つになっているともいえます。

そんな中、各地においても法律改正を伴うような制度論はともかくとして、現行の範囲内でできることから改革していこうという取り組みを始めている地域もあります。改革のためにはまず課題意識を持たなければできません。現在、豊中市教育委員会の委員長は行政職出身の方であり、また教育長も教員ではなく行政職出身者ですが、お二方から見た、教育委員会の課題はどのようなものでしょうか、それぞれ率直なご見解をお聞かせください。

<答弁>

現在の教育委員会制度は、発足以来数次の制度改正を経て現在に至っておりますが、意思決定の仕組みが合議体であることから、議論に要する時間の確保や情報共有に課題があり、事務局主導の教育委員会となり形骸化しているという議論がなされているものと認識しております。

本市教育委員会におきましては、これら制度上の課題に対応すべく、定例の教育委員会会議とは別に、出来るだけ多くの時間を確保して事務局との懇談会や教育委員との懇親会などの実施を試み、議案や教育方針等について議論を深める場を設定するなど、教育委員会の活性化に努めております。

特に、教育に関する事務の点検及び評価報告書や教育行政方針の策定など教育長に委任できない事務につきましては、これら懇談会の議論の上に立って、時間をかけて審議を行っております。

今後、教育委員会制度がどのようなものとなるかは未知数でございますが、地域住民の意向を十分に踏まえ、教育委員会の使命である地域の教育課題に応じた教育行政を推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

教育委員会の課題につきまして、教育長としての考えについてお答えいたします。

私は行政職出身という事で、教育長に就任当時から、現場の空気を感じ取るとともに、学校と教育委員会との距離を短くする必要があるという課題認識の下、小中学校59校すべての校長先生方と面談を重ねるとともに、1年間をかけて全小中学校を訪問し、子どもたちの日常の様子を見ながら、教職員や保護者さらには、地域住民の方と話をする機会と通して、子どもたちの課題について理解を深め、教育施策を進めてきたところでございます。

また、教育委員さんには、現場の状況を知って頂きたいという思いから、できるだけ学校訪問には、ご同行いただいたり、地域行事等にもご参加いただいたりすることで、

子どもたちや市民の皆様にも、教育委員会がより身近なところで教育行政を推進していることを感じていただきたいと考えているところでございます。

一方、教育行政を推進するにあたっては、教育委員会だけでなく、ハード、ソフトにかかる様々な部門との横断的な連携の必要性についても、就任当時から課題として認識をしておりましたので、諸課題を検討するにあたりましては、教育委員会事務局と関係する部長等で構成する合同会議を開催するなど、関連する部局のそれぞれの力を借りながら、連携して施策展開を図っているところでございます。

これまでの学校訪問を通じて、学校間・地域間の課題は様々であり、豊中市の施策や事業と密接にかかわっている事例が見えてくるなど、福祉や医療、その他市長部局の各種施策の有効活用をはじめ、多岐にわたる分野との連携の必要性については、改めて痛切に感じた次第であります。

これからも関係部局との連携を深めながら、豊中市の教育行政を推進していく必要があると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(意見・要望)

教育委員会の課題についてですが、教育委員長、教育長お二人から答弁をいただきました。偶然か必然かはわかりませんが、お二人とも行政職出身者ということでその視点も併せ持った改革に取り組んでいただいていることが理解できました。国による教育委員会改革の方向が今後どうなるのかわかりませんが、教育の課題は教育分野にとどまらない多様な社会問題に起因することも多く、課題解決には教育委員会だけで取り組むことに限界が来ていることも事実であると認識しています。そういった状況の元、お二人の活躍に大いに期待するとともに今後もより一層、開かれた教育行政の推進に取り組んでいただくことを要望いたします。

【豊中市立小中学校の校長公募制度について】

（一問目）

今年度において、3名の方が合格され、既存の2名の方と合わせて合計5名の方が公募校長として新年度にはご活躍される予定であるわけですが、このことに関わってお伺いいたします。

1点目 大阪市立の学校において導入された公募校長について、さまざまな問題発言や行動等によって社会的に注目を集めていますが、豊中では同じようなことが起こる恐れはないのか、事前研修での取り組みを聞かせてください。また、そもそもの選考過程においてどのようにして人物を見ておられるのかお聞かせください。

2点目 新年度より、校長に関しても再任用制度が導入され再任用校長が着任される予定であると伺いました。今回、校長公募で合格された3人の中に現在豊中市立小中学校で校長をされている60歳の方がおられます。おそらくこの方は今年度末を持って定年退職ということになるのではないかと思います。この方の場合ですと、公募で採用するのではなく再任用として校長をしてもらう方法もあったのではないかと思います。見解をお聞かせください。

＜答弁＞

大阪府教育委員会は昨年度、府立高等学校の公募校長を募集した際、定年退職の校長も公募の対象にしており、豊能地区におきましては、大阪府教育委員会の実例を参考にして、豊能地区の校長公募(特別選考)の要項を定めた次第であります。

ただ、今年度当初、要項を定め周知した後に、大阪府教育委員会は校長の再任用制度を設けることになり、結果的に豊能地区におきましては、公募校長と再任用校長の両者が任用される形となりました。

今後、校長の再任用制度が設けられたことを踏まえ、現職校長の定年退職者に対する採用の在り方を再考する必要があると考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

（意見・要望）

校長公募についてですが、公職に就くということは一民間企業に努めている以上に高い倫理観や人格が求められるものであると認識しております。従来の教員出身校長であれば、これまでの仕事ぶりなどからそういったことを判断できると思いますが、公募となれば、答弁にあったように面接等で判断するしかないわけであり、短い時間で倫理観や人格が校長にふさわしいかどうか判断するのは極めて困難であり、公募校長が増加すれば一定数、問題発言や行動をする人が含まれてくるのではないかと危惧いたします。一方、公募校長によって従来にはない発想やノウハウを学校現場に取り入れることによる効果も期待しておりますので、今後公募を継続される際に

は小中学校59校全体の中での適度なボリュームを見極めたうえで取り組んで
いただきたいと思います。

校長の再任用との関係では再考する必要があると答弁されましたのでとします。
公募で退職校長を任用するのと再任用で任用するのではおそらく大きな違いは
収入になるのではないかと思います。責任と仕事内容にそれほど差が無いのに収入
に差がでるということであれば、豊中市内の学校全体を組織として考えた場合に、
働く人のモチベーションに影響することが懸念されますのでその点を踏まえて今後
検討していただきたいと思います。

【学力と所得の関係、地域間格差の解消について】

(一問目)

過去にも伺ってきましたが、一般的に児童生徒の学力とその児童生徒の属する世帯の経済力や生活環境には一定の相関関係があると言われていています。この相関関係について教育委員会のご見解をお聞かせ下さい。また、そういった関係性を豊中市内の実態として把握されているのか、把握しておられるのであれば、具体的な数値や事例を挙げて教えて下さい。さらに、学力や経済力は、個人や個々の世帯の差となって表れてくる結果として、学力格差が地域間、学校間で生じることになってしまっていると思われまます。このような学校間における学力格差についての認識及び問題意識を教育委員会としてどのようにお持ちなのか、このような格差の解消の必要性についてどのように考えておられるのか、教育委員会のご見解をお聞かせ下さい。さらに、大源教育長は一昨年にな就任以来、精力的に市内の小中学校を訪問し、現状把握や現場との意見、状況共有を図られてこられたと思いますが、その中で、学校間における経済格差や学力格差についてどのように感じられたのか、率直なご感想をお聞かせ頂ければと思います。

<答弁>

学力と所得の関係につきましては、平成25年度全国学力・学習状況調査(きめこまかい調査)の一環として、経済的な面も含めた家庭状況と学力等の関係について分析するため、無作為抽出での「保護者アンケート調査」が初めて実施され、その結果公表は3月頃の予定とされております。

これまでの学力・学習状況調査の経年変化分析により、学校間における学力調査結果の格差が固定されてきている状況が明らかになっております。そのため、学校力の向上をはじめ、保護者、地域とこれまで以上に緊密な連携等を図り、学校の学力課題を解消していくことが学力の学校間格差解消につながるものと認識しておりますので、よろしくお願ひ致します。

(二問目)

学力と所得の関係と地域間格差の解消について伺います。以前に、就学援助を受けている児童生徒の在籍数に対する割合は高い学校で約40%、低い学校で約5%と学校によって大きな隔たりが存在していることを伺いました。就学援助は教育を受ける権利を保障するためにある制度と認識していますが、教育を受ける権利を保障するだけでは学力格差の解消は難しいと思います。学力格差の解消には、教育を受ける権利の保障とともに、義務教育課程における基礎的学力を備える義務を公が果たすことが不可欠だと思います。その点言えば、現在の小学校、中学校を卒業する際に、文部科学省が求めている義務教育課程における基礎学力が備わっている児童・生徒の割合はどれくらいなのでしょう。教育委員会としてどのようにその実態を把握し、基礎学力が備わっていない児童・生徒への対応や、備わっていない

いにもかかわらず卒業させている現状についてどのように考えておられるのかご見解をお聞かせ下さい。また、そういった基礎学力を備えさせ、学力格差の解消を図るために、特に学力課題の大きい学校や学校に通う児童・生徒に対して、教師の加配、習熟度別授業の強化、放課後学習や休日学習の拡大、家庭支援の強化、塾に通う費用や学習教材の購入費用などの直接的な経済支援を行うなど、教育委員会として、集中的かつ過剰なぐらいの予算措置や事業展開をしても良いのではないかと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

義務教育課程における基礎的・基本的な「知識や技能」、及び「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた「確かな学力」が備わっている児童生徒の割合や指標について、文部科学省から示されておきませんが、教育委員会としましては、全国学力・学習状況調査等において各校の児童生徒の学力状況と学習状況を把握しているところでございます。

特に学力面や生活面での課題が大きい学校に対しては、少人数加配教員を複数配置し、少人数指導や習熟度別指導を行い、個に応じた指導を充実させ、児童生徒の学習理解を促進するとともに、学力向上自主企画事業におきまして、学習、生活指導、学校の組織運営等について、選択と集中の視点による人的、物的支援を行っておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

学力と所得の関係と地域間格差の解消についてですが、学校間における学力格差が存在すること、それに経済格差が関わっていることは明らかで、そのことを教育委員会としても十分認識されています。その上で、選択と集中の視点で学力面や生活面での課題が大きい学校に対して、人的、物的支援を行っているとのことですが、学校現場の声や様々なデータから考えると、現状の予算額や事業内容では、まだまだ不十分な気がします。教育長が仰ったように学校間・地域間の課題は様々で、関係部局との連携が必要不可欠だと思いますが、学力課題のある学校や学校に通学する児童や生徒及びその世帯に対してもっと極端と思われるぐらい集中的な予算措置や事業展開をしないと市内に存在する地域間における生活格差、経済格差からくる学力格差は埋まらないと思いますので、教育委員会としてもより手厚い予算措置、事業展開をして頂くことを要望しておきます。

また、現状において、義務教育課程で備えるべき基礎学力が習得できずに卒業している児童や生徒が存在していることも明らかだと思います。そういった児童や生徒への対策や対応についても教育委員会として真剣に考え、取り組んで頂きたいと要望しておきます。